

# 鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員選挙 投票日は4月10日（日）です

未来をつくる  
あなたの一票大切に

任期満了に伴う鳥取県知事選挙および鳥取県議会議員選挙は、4月10日（日）に同時に行われます。

県議会議員の定数は、県全体で38人（9選挙区）のうち、境港市選挙区は2人となっています。この選挙は、今後4年間の県政を担当する人を選ぶ大切な選挙です。立候補者の政見や人柄をよく見定めて、大切な一票を棄権することなく投票しましょう。



## 今回の選挙に投票できる人

今回の選挙に投票できる人は、平成3年4月11日以前に生まれた人で、平成22年12月31日以前から引き続き境港市にお住まいの、境港市の選挙人名簿に登録されている人です。

選挙人名簿に登録されている人でも、投票日の前日までに境港市から県外へ転出された人は投票できません。

しかし、県内のほかの市町村へ転出して、平成23年1月1日以降に転出先市町村に転入届を提出した人は、境港市で期日前投票または当日投票をすることができます。この場合「引き続き鳥取県の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。証明書は市町村役場で発行します。

## 入場券を無くしても投票できます

有権者の皆さんには、投票所の入場券を郵送します。

入場券を無くしたり、届かない場合でも、投票日に自分の区域の投票所で申し出れば、入場券が再交付され、投票できます。（期日前投票も同様です。）

## 投票は午前7時から午後8時まで

投票日には、市内12カ所に投票所が設けられます。

有権者の皆さんは、入場券に記載されている投票所で投票してください。投票しやすい時間帯に忘れずに投票しましょう。

## 投票の順序と方法

投票の順序は、最初に「知事選挙」の投票を行い、次に「県議会議員選挙」の投票を行います。

投票用紙の色は、知事選挙が「白色」、県議会議員選挙が「薄い黄色」です。

投票用紙を間違えると、大切な一票が無効になりますので注意してください。

## 投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで、投票所へ行けない人は、期日前投票をすることができます。

期日前投票ができる期間は次のとおりです。

【知事選挙】 3月25日（金）～4月9日（土）

【県議会議員選挙】 4月2日（土）～4月9日（土）

期日前投票は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入するだけで簡単にできます。

期日前投票は、午前8時30分から午後8時までで、市役所分庁舎の選挙管理委員会事務局です。

## 不在者投票

指定された病院や施設などに入院・入所中の人は、その病院や施設の長に申し出れば不在者投票ができます。

仕事などで境港市以外の市町村に滞在している場合は、投票用紙を滞在先から境港市選挙管理委員会に請求して、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票できます。

## 商店や事業所の責任者へのお願い

職員や従業員の皆さんが、投票日の投票や期日前投票をしやすいように、ご配慮をお願いします。

◇問合せ先

選挙管理委員会事務局（☎47-1082）

投票を忘れずに！

